

2024年4月1日

被保険者各位

帝国ホテル健康保険組合

## 被扶養者の資格喪失確認のお願い

日頃より、健康保険組合の事業運営にご理解とご協力をいただき、御礼申し上げます。

4月はお子さんや配偶者が新たに就職される時期です。ご就職の被扶養者がいらっしゃる被保険者の方は、誠におめでとうございます。

さて、ご就職の場合には、先方で新たに保険証が発行されることとなり、当健康保険組合の資格を喪失することとなります。ついては、以下の手続きが必要となりますのでご案内致します。

### 記

1. 資格喪失確認と届出：

異動を生じたその日から5日以内に健康保険組合へ「健康保険被扶養者異動届」と先方発行の保険証コピーを添付し、提出ください。

2. 返却物：

当健康保険組合が発行している「健康保険証（家族）」※資格喪失される方

3. 書類提出・返却先：

東京：帝国ホテル健康保険組合 窓口

大阪：管理課総務迄、各事業所：担当者迄

「健康保険被扶養者異動届」の書式は窓口にあります。健康保険組合ホームページ

<http://imperialhotel-kenpo.or.jp/>からもプリントアウトができます。

4. その他：

パートタイマー等で働いている方の当健保の保険加入要件は60歳未満の場合、年収130万円未満となりますので、ご留意下さい。なお、60歳以上および障がい者であると認められた者の場合は180万未満となります。

問合せ先：帝国ホテル健康保険組合 内線：4070、直通：03-3591-8959

帝国ホテル大阪管理課総務 内線：#11 4121

以上